

## 解題

## 詩史輦

## 一卷

市野光彦著

市野光彦、字は俊卿、質窓と號す、晩に迷庵と號す、六世の祖重光、伊勢白子邑より江戸神田に來りて質庫を開けり、四世の孫某、實にして學を好み、其の子光紀、香川氏を娶りて迷庵を生めり、迷庵稍長じ、祖父の遺書を讀みて發憤し、業を黒澤迂仲に受け、經藝を研鑽せり、林述齋の講説を受け、平澤旭山、市川寬齋等と交る、年三十にして俄に交游を謝し、専らその本業に従事せり、後十餘年、徐に出で、舊交を尋ねんとすれど、多く老病せり、是に於て深居して讀書し、復た世と接せず、當時狩谷望之、亦た市人にして古を好む者なり、二人相交ること兄弟の如しと云ふ、文政九年八月十四日歿す、年六十二。

此書は、迷庵嘗て國史を讀み、南北朝の際に至り、私に感ずる所あり、因て大塔宮楠公父子、新田義貞、足利高氏直義等十五人を列し、每人七言絶句一首を作り、且つ評語を繋げしなり、其の詩史といふは、黃公遠の讀史吟評の體に倣ひたるも

のにて、慤といふは謙辭なり、徳川氏の世に在つて、名分未だ立たず、南北正閏の論、未だ甚だ明かならざりし時に當りて、能く此の著を成せり、史を讀むに一隻眼を具ふるものといふべし、但し足利高氏は當に高の字を書すべし、尊の字を書すべからず、是れ大義の關する所なり、今此書皆尊の字を書せり故に贅す、

足爲模範。

明治乙亥春

竹亭書

題詩史顰

古之詠史者，一言一詠皆有，所爲而作，故往往有詩史稱。後之作者，率不察當時情勢，慢然品評，贊之罵之，亦不過玩弄古今人物而已。豈詩史云乎？今觀茲篇，情意懇切，以公義名分爲旨，真不負爲詩史焉。而自曰顰者，蓋謙耳。嗚呼！如茲篇在，今日觀之，一部詩史而已矣。使當世人士讀之，則將如何觀乎？此詩史之所以貴于世也。

明治八年清明後二日識於二州橋南紅塵不到處。

養素軒主人

余會詠楠墓，曰：楠子墓邊秋氣清，彷徨弔古仰英名。老松留得雄風在，時聽千軍萬馬聲。

## 青青柳原前光

余嘗詠楠公曰：天子蒙塵，運未傾，勤王諸將尙縱橫，賊圍可潰，死傷勇無乃斯公太早生。讀此卷到藤公曰：多君忠諫觸皇威，去就誰知有是非？若使當年能死事，良勝丘壑著僧衣。則又爽然自失矣。嗚呼忠臣死生之際，其不可不明見而深察哉。

紀元二千五百三十四年第四月十二日

## 愛古堂主人平崇識

## 讀詩史舉

詩者志也，讀其詩而其人志可知矣。市野某生長市井間，而能有感於南朝忠邪之跡，其生平之志可知也。蓋在寬政年間，名義未分明，雖士大夫或有惑於順逆之跡，某何爲者，早看破大義，猶如衆草中之得瓊芝，魚目中之得明珠，洵可珍也。余嘗慨近來刻本太多，

學者茫然，迷律涯。凡無用之書，悉可燔也。若此篇，在今日作之，不必足傳，而在寬政年間成之，其志之卓越，安可滅哉。

明治七年四月 秋月樹題於橋場小莊鐵蕉園中

詩史顰小序

或持此小冊子來請序，一日觀之，則篇中皆係南朝諸將之事跡耳。或詩或評，詩以詠之，評以論之，詩評俱質直古雅，令人感激而忠邪自判然矣。實非淺學士所及也。述之者，誰往歲寬政年間人，市野某云，斯人而有斯學也，可謂市井中之珍奇矣。今予以寬政前後考之，乃享保中古學行於世，抑其學派邪，今又觀此篇，見於世，復知古學行於四海之兆，其在於斯歟。其在於斯歟，予喜記弁其前。

明治八年歲次乙亥二月書於靜息區燈下

杜少陵之詩多詠時事紀人品當時謂爲詩史迨後黃遠公讀史吟評舉忠臣義士奸雄猾賊之名于世者以繫之詩與評焉蓋詩者發於志所之而咨嗟咏嘆之則其意尤深而長評者揭其人之大節而議論軒輊之則其義益著而明是以言之所不能述詩能出之人之所不能睹評能發之前修所謂助史不及者非邪友人市野俊卿嘗讀國史而有感于南朝焉因列其十有五人繫之于詩與評以有詩史輦之作是豈慕杜黃者邪夫南朝五十年勇敢裂眚之士亦不少而其最卓者楠判官新田左中將是已判官之忠不讓武侯左中將之才不下衛霍宜其可以必勝矣而竟不能成混一之功者讒邪在上爲之壅蔽也嗚乎以二公之忠與才而不能成其功而况於不爲二公者乎由此觀之忠臣義士含根地下奸雄猾賊流毒四海唯是時爲甚則俊卿之所以有感也讀者試觀之詩評間矣其責備誅心

之旨、皆粲然、无餘蘊焉、則所謂助史不及者有焉、及其告成事、乃書之以題于簡端、寬政壬子秋日、杉本良子敬序。

# 詩史 擧

## 江戸 市野光彦述

### 大塔宮

生憎婦舌阻、恩情、獄土徒埋、孝子誠、皇上不  
知姦賊計、自家壞了一長城。

### 大塔宮

生憎す婦舌の恩情を阻するを、獄土徒く埋む孝子の誠、  
皇上は知らず姦賊の計を、自家壞了す一長城。

王艱楚勸勞、再興王室、天下之赴義者、莫  
不由此感起焉、故王存則士心附、王死則  
士心離、士心之離合、存亡之所繫也、王宜  
謹慎淵默、藏銳味跡、奉詔而復、天台座主、  
多請莊園、而蓄泉穀、以致僧兵之精強、則  
尊氏雖狡甚、豈不爲之膽落乎、不能若此、  
而欲速誅尊氏、機事不密、爲其所乘、終逢

王は、艱楚勸勞して再び王室を興す、天下の義に赴く  
者、此に由りて感起せざるは莫し、故に王存すれば則  
ち士心付き、王死すれば則ち士心離る、士心の離合は、  
存亡の繫る所なり、王、宜しく謹慎淵默して、銳を藏し  
跡を味まし、詔き奉じて天台の座主に復し、多く莊園  
を請ひて泉穀を蓄へ、以て僧兵の精強を致すべし、則  
ち尊氏は狡甚と雖も、豈之が爲めに膽落ちざらんや、  
此の若くなる能はずして、速に尊氏を誅せんと欲す  
機事密ならず、其の乘する所と爲り、終に其の毒手に  
逢ひ、身は獄中に死し、而して王室も亦た振はず、嗚呼、



其毒手、身死獄中、而王室亦不振矣、嗚呼  
豈非千古之遺憾哉。

## 楠正成

決機制勝立元勳、奇與孫吳較寸分、歎息英雄吞志沒、空將忠義許楠君。

楠公笠置之對、猶韓信漢中之言也、大計先定、注措從設、非人傑其誰能之、況公忠大節、炳乎如日星之麗天、亘萬古而不可磨、是韓信之所不能及、而將與諸葛孔明並驅爭先焉、或謂昭烈三顧、孔明始出草廬、笠置遣一介使、楠公即至、其出處微有差焉、是不然也、我日本開關以來、聖子神孫繼體建極、百王一姓、萬世不易、六十六州皆悉莫非王臣也、況世食采畿內、列職

豈に千古の遺憾にあらずや。

## 楠正成

機を失し勝を制して元勳を立つ、奇は孫吳と寸分を較ず、歎息す英雄志を吞んで沒す、空しく忠義を將つて楠君に許す。

楠公、笠置の對は、猶ほ韓信、漢中の言のごとし、大計先づ定まり、注措從て設く、人傑に非ずんば、其れ誰れか之を能くせん、況んや公忠大節、炳乎として日星の天に麗くが如し、萬古に亘りて磨すべからず、是れ韓信の及ぶ能はざる所にして、將に諸葛孔明と並び驅せて先を争はんとす、或ひと謂ふ、昭烈三顧して孔明始めて草廬を出づ、笠置、一介の使を遣はして、楠公は即ち至れり、其の出處微しく差づるありと、是れ然らざるなり、我が日本は開關以來、聖子神孫、體を繼ぎ極を建て、百王一姓にして、萬世不易なり、六十六州は皆な悉く王臣に非ざるは莫し、況んや世、采を畿内に食み、職に列するをや、人臣の君父の急に赴く、飢渴よりも甚だしき有り、豈に織屨の子、天子と爲る者に同じから

人臣赴君父之急、有甚乎飢渴焉、豈同於織屨之子爲天子者乎、如孔明、出亦可、不出亦可、唯其知遇之隆如彼、則不能不出而已、爲楠公者、余猶恐其出之不蚤也。

## 楠正行

大厦垂傾、獨木支、此公眞箇好男兒、捐生報國、忠孝楠氏家風也、數奇。

公受父遺託、堂構之義增勳、以敵王愾報父讎、爲心、又能奇正互用、以寡勝衆、義旗之所向、敵人風披、可謂此父而有此子矣、嗚乎、當南朝衰頹之秋、天下之忘義、而殉私者何限、而公能終始如一、以死報國、清忠苦節、烈於風霜矣、乃父而有知、欣然含笑于地下矣、夫孝者善繼人之志者也、故

詩史集

や、孔明の如きは出づるも亦た可なり、出でざるも亦た可なり、唯だ其の知遇の隆なる彼の如し、則ち出でざる能はざるのみ、楠公たる者余は猶ほ其の出るの蚤からざるを恐るゝなり。

## 楠正行

大厦傾くに垂んくとして獨木支ふ、此の公眞箇に好男兒、生を捐て、國に報ひ忠孝を全うす、楠氏の家風、また數奇。

公は父の遺託を受け、堂構の義増、勤め、王愾に敵し父讎を報ずるを以て心と爲す、又た能く奇正互に用ひ、寡を以て衆に勝ち、義旗の向ふ所は、敵人風披す、此の父にして此の子ありと謂ふべし、嗚乎、南朝衰頹の秋に當り、天下の義を忘れて私に殉ふ者、何ぞ限りあらん、而して公は能く終始一の如く、死を以て國に報ゆ、清忠苦節、風霜よりも烈し、乃父にして知るあらば、欣然として笑を地下に含まん、夫れ孝は善く人の志を繼ぐ者なり、故に父に事ふるの道は、父の志を成すより美なるは莫し、然らば則ち公の如きは、豈、忠孝兩全な

事父之道莫美成父之志焉然則如公豈  
非忠孝兩全者哉。

新田義貞

人心向背反掌間真武如君敗輒還可識興  
亡天意也姦姬充賞不相關。

左中將首唱大義所向無敵滅巨魁定關  
東何其易也及與尊氏構難敗亡相繼蓋  
世拔山之力安在哉昊天不弔王綱日弛  
人心已去姦雄乘其機雖以公之忠武亦  
有不可挽回者歟比叡之役尊氏西走帝  
賜內侍以賞其功而公漁其色不敢追討  
賊焰熄復熾天下竟不可爲也然則公之  
罪死有餘責矣然公勤王之志百折不撓  
收餘燼而圖恢復又且繼之以死則豈漁

る者にあらずや。

新田義貞

人心の向背は反掌の間、真武君の如きも敗輒して還る、  
識る可し興亡は天意なり、姦姫賞に充るは相關せず。

左中將首として大義を唱へ向ふ所敵なし、巨魁を滅ぼ  
し關東を定む、何ぞ其れ易きや、尊氏と難を構ふに及  
び、敗亡相ひ繼ぐ、世を盡ひ山を抜く力、安くにか在  
るや、昊天不弔、王綱日に弛び、人心已に去り、姦雄  
其の機に乗ず、公の忠武を以てすと雖も、亦た挽回す  
可からざる者あるか、比叡の役に、尊氏西に走る、帝内  
侍を賜ひて以て其の功を賞せらる、而して公は其の色  
に漁して、敢て追討せず、賊焰熄んで復た熾なり、天下  
竟に爲す可からず、然らば則ち公の罪は死して餘責あ  
り、然れども公勤王之志は、百折不撓、餘燼を收めて  
恢復を圖り、又た且つ之に繼ぐに死を以てす、則ち豈  
に女色を漁して王室を忘るゝ者ならんや、且つ際會の  
來るは、嘗に一時に非らざるなり、天意倘し王室を祐

女色而忘王室者乎、且際會之來、非管一時也、天意倘祐王室焉、則恢復之業、又有可爲之日焉、然則雖有百內侍、徒足充下陳、而娛宴遊而已。

### 新田義興

膽勇元來有父風、豈圖舟覆溺英雄、莫言詭計輸姦賊、兵道欺人臣道忠。

公之襲鎌倉也、躬侵矢石、所當無前、轡索斷而垂地、伏鞍結之、敵刃交兜蓋、泰然無驚色、其勇猛之氣、北宮勳不如也、運屬陽九之會、忠義之志不得一伸矣、矢口渡之變、天邪人邪、死爲靈鬼、尙且殺所怨、嗚呼、其神靈如此、而不能殺魁賊、何也、曰、天定而勝人、其未定也不能勝焉、天且然、況鬼

### 詩史聲

んけば、則ち恢復の業は、又た爲す可きの日あり、然らば、則ち百の内侍ありと雖も、徒だ下陳に充て、宴遊を娛ましむるに足るのみ。

### 新田義興

膽勇元來父の風あり、豈圖らんや舟覆りて英雄を溺らすを、言ふこと莫れ詭計姦賊に輸くと、兵道は人を欺き臣道は忠なり。

公の鎌倉を襲ふや、躬から矢石を侵し、當る所前なし、轡索断えて地に垂れ、鞍に伏して之を結ぶ、敵刃は兜蓋に交はるも、泰然として驚く色なし、其の勇猛の氣は北宮勳も如かざるなり、運、陽九の會に屬し、忠義の志一びも伸ぶるを得ず、矢口の渡の變は、天か人か、死して靈鬼と爲り、尙ほ且ほ怨むる所を殺せり、嗚乎、其の神靈此の如し、而して魁賊を殺す能はざるは何ぞや、曰く、天定りて人に勝つ、其の未だ定まらざるや、焉れに勝つこと能はず、天すら且ほ然り、況んや鬼神をや、此れ其の神の靈ならざるに非ざるなり。

神乎、此非其神之不靈也。

名和長年

眞龍失水急如焚、壯士乘機著烈勳、船上山頭移蹕處、片時不可少斯君。

當隱岐蒙塵之際、逆臣縱其螫毒、而復挾將心、帝能超波險、而避難、長年奮然、身而赴急、護行在、卻賊軍、中興之基本立矣、微長年、帝其危哉、及尊氏犯京師、審察時世之不可爲、閉街門、而戰死、嗚呼、其功業忠義、與楠氏比美、而遺風餘烈、起貪懦乎千載之下、豈不偉乎。

源親房

賀蘭觀望急、睢陽移檄勳、王勢不張、運否全才無所用、徒修國史、正綱常。

名和長年

眞龍水を失ひ急なること焚くが如し、壯士機に乗じて烈勳を著はす、船上山頭蹕を移す處、片時も斯の君を少ぐ可からず。

隱岐蒙塵の際に當り、逆臣其螫毒を縱にし、而て復た將心を挾む、帝能く波險を超へて難を避く、長年奮然として身を棄て、急に赴き、行在を護り賊軍を卻け、中興の基本立てり、長年微りせば帝其れ危いかな、尊氏の京師を犯すに及び、時世の爲すべからざるを審察し、街門を閉ちて戰死す、嗚呼其の功業忠義、楠氏と美を比し、而して遺風餘烈は貪懦を千載の下に起たしむ、豈に偉ならずや。

源親房

賀蘭觀望して睢陽急なり、檄を移して王に勤めしむるも勢張らず、運否にして全才も用ふる所無し、徒に國史を修して綱常を正す。

公以文武全才、盡心王室、千難萬苦、無不備嘗、關城之圍甚急、而結城觀光、觀望不進、公乃移書、諷以大義、忠烈慷慨、志貫金石、千載之下、讀其書、不覺潸然淚下也、嗚乎、至誠之感、入人心者、遠矣、而不能回觀光之志、何哉、豈有時勢利害之膠人心、甚於頑石者歟、公晚修國史、正統斥僭、議論正大、比范純夫唐鑑、北朝又有續正統之作、其意專欲爭正閏也、然北帝足利氏之所立、童謠所謂將軍賜以天子位者、足以觀時世矣、南朝雖偏安、三種神器現然在焉、賞罰號令一出、天子忠臣義士爲之爪牙、然則正統之辨有所歸矣。

## 源顯家

詩史編

公は文武の全才を以て心を王室に盡す、千難萬苦備嘗せざるなし、關城の圍甚だ急なり、而して結城觀光、觀望して進まず、公乃ち移書し、諷するに大義を以てす、忠烈慷慨、志、金石を貫く、千載の下、其の書を讀んで、覺えず潸然として涙下るなり、嗚乎至誠の人心を感ずる者遠し、而して觀光の志を回す能はざるは何ぞや、豈んど時勢利害の人心を膠する、頑石より甚だしき者あるか、公晚に國史を修し、統を正し僭を斥け、議論正大にして范純夫の唐鑑に比す、北朝は又た續正統の作あり、其の意は專はら正閏を争はんと欲するなり、然れども北帝は足利氏の立つる所に於て、童謠に謂るはめ將軍賜ふに天皇の位を以てすといふ者なり、以て時勢を觀るに足る、南朝は偏安すと雖も、三種の神器は現然として在り、賞罰號令一に天子より出で、忠臣義士之れが爪牙と爲る、然らば則ち正統の辨は歸する所あり。

## 源顯家

七

千戰徒勞答國恩君能不忘喪其元人當死  
作忠臣鬼事傲姦雄負至尊。

大舉可一而不可再也蓋亂世人心隨形勢而變化朝爲父子夕爲胡越反覆離合不可端倪也善將兵者當一舉得志之際激勵奮發告陳衆旅執訊獲醜掃除巢穴是以禍根絕而災孽息可以致治平矣二位一率與羽之精悍敗東軍走巨魁其功亦偉矣而一勝之後驕情竝生未及追討陛辭而歸鎮遂使賊養勢再起焉其罪與義貞一律而已及再舉入援諸部觀望兵馬不集雖能拔鎌倉而師潰安部野身膏白刃骨朽黃壤豈非可惜之甚哉然如其忠烈媲美二楠而千載有餘芳矣。

千戰徒しく勞して國恩に答ふ君能く忘れず其の元を喪ふを、人は當に死して忠臣の鬼と作るべし、寧ぞ傲はん姦雄の至尊に負くに。

大舉は一たびすべく、再びすべからず蓋亂世の人心は形勢に従つて變化す、朝に父子と爲り、夕に胡越と爲り、反覆離會端倪すべからず善く兵に將たる者は、當に一舉志を得るの際に當り、激勵奮發し、衆旅に告陳し、訊を執り醜を獲て、巢穴を掃除す、是を以て禍根絶えて災孽息み、以て治平を致すべし、二位、一たび與羽の精悍を率ゐて東軍を敗り、巨魁を走らす、其の功亦た偉なり、而して一勝の後、驕情竝に生じ、未だ追討に及ばず、陛辭して鎮に歸り、遂に賊をして勢を養ひ再起せしむ、其の罪は義貞と一律のみ、再舉して入りて扱くるに及び、諸部觀望し、兵馬集らず、能く鎌倉を拔くと雖も、而して師は安部野に潰へ、身は白刃に膏らし、骨は黃壤に朽つ、豈に惜しむべきの甚だしきに非ずや、然れども其の忠烈の如きは美を二楠に繼べ、而して千載餘芳あり。

## 藤原藤房

多君忠諫觸皇威、去就誰知有是非、若使當年能死事、良勝丘壑著僧衣。

藤房直言極諫、歷陳時弊、可謂不負納言之寄矣、而帝之不從其言也、則一旦憤世悼時、棄君父而歸緇徒、謂之能自晦、則可謂之忠臣、則余不知也、藤氏之於朝、世臣也、父子一族皆列顯達、富貴榮耀、赫赫乎一時、爲藤房者、諫而不聽、則宜繼之以死也、若使未能死之而護君於艱難之際、竭力盡心與王室共存亡、則足以塞責也、今夫脫然棄君父而不顧、高蹈遠引、與鳥獸爲群、豈非一己之私哉、比之惜生苟免者、其何遠之有。

詩史筆

## 藤原藤房

多とす君の忠諫して皇威に觸るゝを去就誰か知らん是非あるを、若し當年能く事に死せしめば、良に勝る丘壑に僧衣を著くるに。

藤房は直言極諫して時弊を歴陳す、納言の寄に負かずと謂ふべし、而して帝の其の言に従はざるや、則ち一旦世を憤はり時を悼み、君父を棄てて緇徒に歸す、之れを能く自から晦ますと謂ふは則ち可なり、之を忠臣と謂ふは則ち余は知らざるなり、藤氏の朝に於ける世臣なり、父子一族皆な顯達に列し、富貴榮耀、一時に赫々たり、藤房たる者は諫めて聽かれずんば、則ち宜しく之に繼ぐに死を以てすべし、若し未だ之に死する能はずして、君を艱難の際に護り、力を竭し心を盡し、王室と存亡を共にせしめば、則ち以て責を塞ぐるに足らん、今夫れ脫然として君父を棄てて顧みず、高蹈遠引して、鳥獸と群を爲す、豈に一己の私に非ずや、之を生を惜みて苟も免るゝ者に比するに、其れ何の遠きことか之れ有らん。



## 足利尊氏

天皇誤認假爲眞、本是豺狼不可馴、從昔姦雄能定世、勝居勞力只殘民。

尊氏狼戾狙詐、爲一時之姦雄、幽天皇殺皇太子、大逆無道、人神所共憤、五十餘年之間、生民之肝腦塗地矣、雖萬死不足償其罪也、夫新田氏父子宗族、皆爲禽滅、殆無噍類、豈非萬世之大讎乎、故號爲之遠孫苗裔者、不能既及其世而報之讎也、則宜撥其塚而鞭其骨、以泄祖先忠義之憤、而表子孫孝誠之心也、夫復讎雖百世可也、是春秋之通義也。

## 足利直義

姦謀百出傾人國、又以奇禍及自家、兄弟聞

## 足利尊氏

天皇は誤り認めて假を眞と爲す、本と是れ豺狼馴らしむ可からず、昔より姦雄は能く世を定む、君が勞力只だ民を殘ふに勝る。

尊氏、狼戾狙詐にして一時の英雄たり、天皇を幽し、皇太子を殺し、大逆無道、人神の共に憤る所なり、五十餘年の間、生民の肝腦は地に塗る、萬死すと雖も、以て其の罪を償ふに足らず、夫れ新田氏の父子宗族は、皆な禽滅せられ、殆んど噍類なし、豈に萬世の大讎に非ずや、故に號して之れが遠孫苗裔たる者、既に其の世に及んで之が讎を報ゆる能はずんば、則ち宜しく其の塚を撥き而して其の骨を鞭ち、以て祖先忠義の憤を泄らし、而して子孫孝誠の心を表すべし、夫れ讎を復するは、百世と雖も可なり、是れ春秋の通義なり。

## 足利直義

姦謀百出して人國を傾け、又た奇禍を以て自家に及ば

躋身且死、好還天道豈舛差。

直義、權謀機智皆過其兄、而陰狡殘賊亦特甚焉。幽天皇殺皇太子、皆其所教也。即使足利氏幸無此人、則尊氏亂賊不至。此極矣。其亦元惡大慙、不可以從賊而滅一等也。及兄弟構、難伴歸順以援王師、朝廷亦以姑息爲便、不加天誅、終令亂賊縱其詐、豈非可恨乎。然其終也、敗亡相繼、卒于鳩殺、則出乎爾還乎爾、天道亦昭昭矣。

赤松則村

有功無賞爲姦諛、奈恨君王與異圖、舉事未離功利念、圓心畢竟是非夫。

魯仲連曰、所貴於天下之士者、爲人排患釋難、解紛亂而無取也。則村首建義旗、候

詩史釋

す、兄弟構に聞き身且つ死す、還すを好むの天道は豈に舛差せんや。

直義、權謀機智皆な其の兄に過ぐ、而して陰狡殘賊亦た特に甚だし、天皇を幽し、皇太子を弑するは皆な其の教ゆる所なり、即ち足利氏をして幸に此人有ること無からしめば、則ち尊氏の亂賊、此の極に至らず、其れ亦た元惡大慙なり、賊に従ふを以て一等を滅すべからず、兄弟構を構へ、伴り歸順し以て王師を援くるに及び、朝廷も亦た姑息を以て便と爲し、天誅を加へず、終に亂賊をして其の詐を縱にせしむ、豈に恨む可きに非ずや、然れども其の終りや敗亡相繼ぎ、鳩殺に卒る、則ち爾に出づるものけ慙に還る天道は亦た昭々たり。

赤松則村

功あり賞なきは姦諛の爲めなり、奈んぞ君王を恨んで異圖に與する、事を擧げて未だ離れず功利の念、圓心は畢竟是れ夫に非ず。

魯仲連の曰く、天下の士に貴ぶ所の者は、人の爲めに、患を排し難を釋き、紛亂を解きて而して取るなきなりと、則村は首として義旗を建て中原を恢復す、其の功

復中原其功亦大矣、然及其奪守護職、憤  
 悲怨望、助賊爲虐、其所營爲、豈是出乎功  
 利之心、而不知忠義之可貴也、豈所謂天  
 下之士哉、且其功之不見錄也、誰令之然、  
 豈非准后之讒乎、尊氏諂事准后、離間將  
 士、則亦其所使也、爲則村者、宜飲其頭、食  
 其肉、而報之怨、而有立之下風、爲之謀主、  
 勸之擁立、閔位、而爲王室腹心之患、何其  
 怨王室之深也、又何臣事所怨之隨也、吾  
 未知其爲何心也、尊氏雖賊乎、不吝土地、  
 割封從賊、則貪利之奴、亦賊寶玉之賞、而  
 已。

## 高師直

掠人婦女奪人田震主淫威高執權將士爲

も亦た大なり、然れども其の守護職を奪はるゝに及  
 び憤悲怨望して賊を助けて虐を爲す、其の營爲する  
 所は豈に是れ功利の心に出でて、忠義の貴ぶ可きを  
 知らざるなり、豈に謂はゆる天下の士ならんや、且つ  
 其の功の錄せられざるは誰れか之を然らしめたる、豈  
 に准后の讒に非ずや、尊氏は准后に諂事し、將士を離  
 間す、則ち亦た其のせしむる所なり、則村たる者は宜  
 しく其の頭に飲し其の肉を食ひて、之が怨を報すべ  
 し、而るに甘じて之が下風に立ち、之が謀主となり、之  
 に勸めて閔位を擁立し、而して、王室腹心の患を爲す  
 何ぞ其の王室を怨むの深きや、又た、何ぞ怨む所に臣  
 事するの謹めるや、吾れ未だ其の何の心たるを知らざ  
 るなり、尊氏は賊と雖も、土地を吝まず、割いて從賊を  
 封す、則ち貪利の奴も、亦々寶玉の賞に感ずるのみ。

## 高師直

人の婦女を掠め人の田を奪ひ、主を震する淫威高執權

君吞怨死於君死日亦誰憐。

師直一旦極富貴、驕汰隨生、荒淫無度、窮  
 蹙無滿、遂追尊氏而逐直義、夫尊氏忘恩  
 負義、以犯主上、則師直亦能學主人翁耳、  
 亦誰尤乎、師直之見殺、髡首乞哀、僥倖苟  
 負、其平生之勇氣安在哉、夫仁者必有勇、  
 勇者不必有仁、則真勇者出乎平素存養  
 之積、而非一時血氣之爲也、師直藉主威  
 據權勢、則其以爲勇者、亦特血氣耳、宜矣、  
 其臨死生之際、毅然如犢牛之就屠也、  
 抑亦小人之常態也。

足利義滿

南北和同致小康、東山霸業此時昌、王家不  
 比將家好、勸汝休爲太上皇。

詩史集

將士は君が爲めに怨を吞んで死す、君が死日に於て亦た誰か憐まん。

師直は一旦富貴を極め、驕汰隨つて生じ、荒淫靡なし、  
 窮蹙滿つるなし、遂に尊氏に迫りて直義を逐はしむ、  
 夫れ尊氏は恩を忘れ義に負き、以て主上を犯す、則ち  
 師直も亦た能く主人翁を學ぶのみ亦た誰をか尤めん  
 や、師直の殺さるゝや、髡首、哀を乞ひ、僥倖苟くも免る、  
 其の平生の勇氣安くにか在るや、夫れ仁者は必らず勇  
 あり、勇者は必らずしも仁あらず、則ち眞の勇者は平  
 素存養の積に用ず、而して一時血氣の爲に非ざるな  
 り、師直は主の威を藉り、權勢に據る、則ち其の以て勇  
 と爲す者も、亦た特に血氣のみ、宜なり其の死生の際  
 に臨み、毅然として犢牛の屠に就くが如し、抑も亦  
 た小人の常態なり。

足利義滿

南北和同して小康を致し、東山の霸業此時に昌ふ、王家  
 は將家の好きに比せず、汝に勸む太上皇と爲るを休め  
 よ。

義滿裁定禍亂、一匡天下、寬猛相濟、威惠  
 敷乎遐邇、可謂才略遠超、其父祖矣、然功  
 伐自矜、驕侈僭上、叡山之遊、擬上皇之齒  
 簿矣、又嘗有言、己爲天子、以山名細川比  
 攝家清華、其兇特一何似爾父祖也、亦萬  
 世之罪人也、義滿又嘗受朱明封爵、稱臣  
 於異國、而不悟損我日本之威風也、即令  
 其事、我主以事異國之禮、則又無害爲純  
 臣也、唯其榮驚、能凌弱、而不能不懼強歟、  
 夫柔亦不茹、剛亦不吐、然後可謂真英雄  
 矣、如義滿亦可鄙夫。

## 細川頼之

輔幼匡時、大業傳、文才武略、一時賢、君須疾  
 去懸禪榻、滿室蒼蠅誰昔然。

義滿は禍亂を裁定し、天下を一匡し、寛猛相ひ濟ひ、威  
 惠遐邇に敷く、才略は遠く其の父祖に超ゆと謂ふべ  
 し、然れども功伐自から矜り、驕侈僭上し、叡山の遊は、  
 上皇の齒簿に擬す、又た嘗て言へるあり、己れ天子と  
 爲り、山名細川を以て攝家清華に比せんと、其の兇特  
 一に何ぞ爾の父祖に似たるや、亦た萬世の罪人なり、  
 義滿又た嘗て朱明の封爵を受け、臣と異國に稱す、而  
 して我が日本の威風を損するを悟らず、即し其れをし  
 て我が主に事ふるに異國に事ふるの禮を以てせしめ  
 ば、則ち又た純臣たるに害なし、唯だ其の榮驚能く弱  
 を凌ぎ、而して強を懼れざる能はず、夫れ柔も亦た茹  
 はず、剛も亦た吐かず、然る後に、眞の英雄と謂ふべし、  
 義滿の如きは、亦た鄙しむべきかな。

## 細川頼之

幼を輔け時を匡し大業傳ふ、文才武略一時の賢なり、君  
 は須らく疾く去りて禪榻を懸くべし、滿室の蒼蠅は誰昔  
 よりして然り、

父不父、子不子、君不君、臣不臣、足利氏之家法也、而又有如頼之之賢、豈非鐵中錚錚者乎、輔導藐焉之孤兒、而恢弘霸府之基業、可謂良臣矣、然功高權重、讒慝之所生、嗚乎、賢如頼之、亦未免海南之謫矣、其詩曰、滿室蒼蠅掃難盡、去尋禪榻挂清風、夫使義滿震雷之怒不竟解、則大患將立至矣、欲尋禪榻而挂清風、其可得乎、功成身退、天之道也、若能及早而引去、雖有蒼蠅、其如我何、夫豈富貴利達之釘其心、而不能決然勇退歟、幸而義滿覺悟、再得執政柄、抑亦天之擁護善人也。

父、父たらず、子、子たらず、君、君たらず、臣、臣たらず、は、足利氏の家法なり、而して又た頼之の如きの賢あり、豈に鐵中の錚々なる者に非ずや、藐焉たる孤兒を輔導し、而して霸府の基業を恢弘にす、良臣と謂ふべし、然るに功高く權重きは、讒慝の生ずる所、嗚乎、賢なること頼之の如きも、亦た未だ海南の謫を免れず、其の詩に曰く、滿室の蒼蠅掃へども盡し難し、去つて禪榻を尋ねて清風に挂けん、と、夫れ義滿震雷の怒り、竟に解けざらしめば、則ち大患將に立ちどころに至らんとす、禪榻を尋ねて清風に挂けん、と欲するも、其れ得べけんや、功成り身退くは、天の道なり、若し能く早に及んで引き去らば、蒼蠅ありと雖も、其れ我を如何せんや、夫れ豈んど富貴利達の其の心に釘し、而して決然として勇退する能はざるか、幸にして義滿覺悟し、再び政柄を執るを得たり、抑も亦た天の善人を擁護するか。

# 詩史顰

終

日本詩話

一六

跋

杜少陵詩聖也，而有詩史之稱。溫陵黃遠公著讀史吟評，其亦詩史之遺意也。僕嘗讀南朝之紀傳，而感其忠邪仁暴之不一，理亂興亡之無常，而自忘其分，越尊俎而述是編，敢僭名詩史，而傲輦于遠公也。膚淺之學，鄙陋之識，規規然唯蹤跡之追隨，而於國事之大體，人心之隱微，無一闡明乎其間者，則亦里之捧心者也。讀者幸舍醜之可惡，而取于美美惡惡之心矣。

寬政壬子秋夕

神田市人 市野光彥 識

市野光彥，俗稱市野屋三右衛門，狩谷望之，俗稱津輕屋三右衛門，二人交友實如兄弟，當時都下有市商好學問，唯是六衛門之諺，指此兩人而言也。其他如近藤守重、佐藤坦、松崎復、伊澤信恬、木村定良、前田夏蔭等，皆友人也。一日諸友相會讀書，當其文義不通，衆議



未決之際，窓外偶有倉庚數聲，弄好音，光彥開戶叱之曰：「喧噪不堪，宜速飛去。」一坐皆絕倒矣。此是文化年間事，其人物非凡，可想見。因錄此一事，以換跋文。

枳園 森立之 錄

跋

元建諸臣忠邪之論，其詩其評，一一公平，吾復何言。竊謂方今國家百廢俱舉，治具悉張，正是賢才諸公輔佐明主之所，致雖元建諸臣猶有遜色也。然人之忠邪賢佞，非一事一業之所能盡。故古人云：「蓋棺事定，諸公百年後，安知不復有傲市埜氏，顰而論述者，則讀此卷者，不可不思也已。」

片桐讓之